

## 長野県市長会役員改選等について

## 1 長野県市長会役員選挙

## (1) 選出理由

会則第5条に規定する役員について、任期満了となることから、新たに選出するもの

## (2) 選出する役員

会 長	1 名
副 会 長	1 名
理 事	4 名 (部会長を兼ねる)
監 事	2 名

## (3) 任期

2年間

## 2 長野県市長会相談役の委嘱

会則第9条に規定する相談役を委嘱するもの

## 長野県市長会会則 (抜粋)

## (役 員)

第5条 本会に次の役員を置く。

会 長	1 名
副会長	1 名
理 事	4 名
監 事	2 名

## (役員を選出)

第6条 役員は総会に於いて選挙する。

## (役員任期)

第7条 役員任期は各2年とする。ただし、後任者が就任するまでは、引続きその職務を行う。

## (顧問、相談役)

第9条 本会に顧問、相談役を置くことができる。

2 顧問、相談役は、総会の議決を経て会長が委嘱する。

## 長野県市長会役員を選任に係る申し合わせ事項

(昭和54年4月27日市長会総会)

- (1) 会長、副会長は中南信ブロック・東北信ブロック交互とし、総会で決定する。
- (2) 会長は、長野、松本又は三期以上の市長から選任することが原則となっている。
- (3) 理事、監事は中南信・東北信同数、理事は概ね二期目以上の市長を考慮し原案をつくる。
- (4) 会長経験者は相談役となる。ただし、相談役が他の役員に選任されることがある。